

## 令和3年度 標準学力調査（中学校）実施要領

### 1 調査の目的

- (1) 市内全中学校における生徒の学力調査を実施し、分析・考察することにより、中学校の授業改善及び学習状況に資する改善を図る。

### 2 調査実施日

令和3年5月17日（月）～令和3年5月21日（金）

### 3 調査対象

#### (1) 学力に関する調査

市内中学校の第1学年、第2学年の全生徒を対象とする。

### 4 標準学力調査内容

① 教科は国語、数学とする。

② 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、主として知識・技能に関する内容（A問題）と、それらを活用する力などに関する内容（B問題）とする。

③ 出題形式については、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

### 5 調査時間

標準学力に係る実施時間は、以下のとおりとする。

国語・数学それぞれ1単位時間とする。（国語45分、数学45分）

### 6 調査の実施体制

本調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 本調査は、那覇市立教育研究所が主管として実施する。なお、事業の一部（調査問題等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計作業等）は、専門的な立場から、客観的かつ総合的な分析を求めるため、民間事業者に委託して実施する。
- (2) 民間事業者への委託選定等については選定委員会を設置して行う。
- (3) 那覇市立教育研究所は、調査に関して、学校に対して説明及び指導・助言等を行う。
- (4) 各学校は、学校長を調査責任者として調査を実施する。
- (5) 調査実施に関する系統図及びスケジュールについては、別途示す。

## 7 調査結果の取扱い

### (1) 調査結果の示し方

標準学力調査においては、那覇市立教育研究所向け、学校向け及び、生徒向けに、全国や那覇市との比較がされた調査結果を提供すること。

### (2) 調査結果の提供

那覇市立教育研究所は、本調査の目的の達成に資するため、以下の調査結果を提供する。

- ① 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各生徒の状況に関する調査結果
- ② 学校は、各生徒、保護者に対して、当該生徒にかかる調査結果を提供すること。

### (3) 調査結果の活用

那覇市立教育研究所、学校においては、本調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析・考察を行い、以下のような取組に努める。

- ① 那覇市立教育研究所においては、調査結果を踏まえ、関係各課との連携を図り、学校における取組に対して必要な支援等を行い、市内全中学校の授業の工夫・改善に向けて取り組むこと。
- ② 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒一人一人の「確かな学力向上」を目指し、授業の工夫・改善に向けて取り組むこと。

### (4) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、本調査の目的を達成するため、適切に取り扱うこととする。

特に、本調査の結果は、生徒の学力状況を表すものであることを踏まえ、調査結果の公表にあたっては、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。主たる配慮事項は、以下のとおりとする。

- ① 調査結果についての公表は行わない。
- ② 学校は、自校の生徒や保護者等に対して調査結果を説明する際は、それぞれの判断により適切な方法で行う。

## 8 留意事項

### (1) 那覇市立教育研究所、学校における実施・活用体制等

本調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 那覇市立教育研究所においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備する。

- ② 各学校の調査責任者（学校長）は調査担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ③ 学校においては、本調査の実施にあたって、本調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等の関係者に周知する。
- ④ 那覇市立教育研究所、学校において、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底する。
- ⑤ 那覇市立教育研究所、学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

那覇市立教育研究所、学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

(4) 調査実施マニュアルの作成・配布

教育課程上の位置付けについては、那覇市立教育研究所及び学校の判断により、標準学力に関する調査については、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱う。本調査の具体的な実施方法等については、別途示す。